

早稲田大学地域・地域間研究機構 投稿内規 (Guidelines for Submission)

1. 【目的】

本内規は、早稲田大学地域・地域間研究機構（以下「本機構」といいます。）が発行する雑誌（以下「機構誌」といいます。）に掲載する論文等の投稿について定める。機構誌は、本機構もしくは本機構と関係する学術的・社会的活動を行う組織または人（以下「外部関係者」といいます。）の学術的成果を発表することを目的とする。

2. 【掲載論文】

機構誌に掲載する論文等は、国内外を問わず他誌に未発表かつ発表予定がないものでなければならない。なお、論文等の内容は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本機構および本機構に所属する次項に定める者の研究の成果
- (2) 本機構および本機構に所属する次項に定める者と外部関係者との共同研究成果
- (3) その他機構誌の編集委員会である HP・ジャーナル委員会（以下「HP・ジャーナル委員会」といいます。）が適切と認めたもの

3. 【投稿資格】

機構誌に論文を投稿できる者は、次のいずれかに該当する者とする。なお、前項(2)に定める共同研究成果等複数の著作者による論文等を投稿する場合であっても、次のいずれかに該当する者を必ず1人は含まなければならない。

- (1) 本機構を本属とする研究所員
- (2) 本機構を本属とする研究員
- (3) 本機構のプロジェクトに参加する招聘研究員
- (4) その他 HP・ジャーナル委員会が適切と認めた者

4. 【保証等】

機構誌に論文等を投稿する者は、以下のことを保証しなければならない。

- (1) 機構誌に投稿する論文等が他者の著作権等を侵害するものでないことを保証し、著作権に関し問題が発生した場合は、自身の責任において処理すること。
- (2) 投稿する論文等に共同著作者がいる場合は、本機構の定める書面によりあらかじめ共同著作者に論文等の出版および掲載について許諾を得ること。
- (3) 投稿する論文等が、転載許諾等が必要な他者の著作物等を含む場合は、当該著作物等の著作者に許諾を得ること。

5. 【原稿の執筆要領】

原稿の執筆については、執筆要領を別に定める。

6. 【採否の決定】

投稿論文を機構誌に掲載するかどうかは、HP・ジャーナル委員会において決定する。また HP・ジャーナル委員会は、原稿の加筆、修正について著作者に助言を行うことができる。

7. 【掲載論文の著作権】

機構誌に掲載された論文等の著作権は、著作者に帰属する。ただし、本機構は、機構誌に掲載された論文等の原稿を機構の出版物等に再掲し、または電子化して公開する権利を有するものとし、本機構のホームページおよび早稲田大学図書館が運営する「早稲田大学リポジトリ」等、本機構および早稲田大学が研究成果の発信のために必要と認める web サイト等で電子版の無料公開を行うことができる。

8. 【内規の改正】

本内規の改訂は、HP・ジャーナル委員会の発議にもとづき、地域・地域間研究機構運営委員会において定める。

9. 【その他】

本内規に定めのない事項等については、HP・ジャーナル委員会が協議決定する。

附則：本内規は 2016 年 7 月 20 日より施行する。

論文等の扱いに関する同意書兼誓約書

参考

早稲田大学
地域・地域間研究機構長 殿

私は、下記記載の論文等（以下「本論文等」といいます。）を早稲田大学地域・地域間研究機構が発行する機構誌『次世代論集』へ投稿するにあたり、「早稲田大学地域・地域間研究機構 投稿内規」に同意の上、本論文等の紙媒体での出版と電子媒体での掲載に同意するとともに、以下の事項について誓約いたします。

1. 本論文等は国内外を問わず他誌に未発表のものであり、発表予定もないこと。
2. 本論文等は他者の著作権を侵害するものでないこと。また、転載許諾等が必要な他者の著作物の利用についてはその許諾を得ていること。

記

論文等の標題	和文:
	英文:
著作者名 (複数の場合、全員を記載のこと)	

西暦 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印

【共同著作者による同意・誓約】

本書の内容につき、本論文等の共同著作者として同意・誓約します。

	住所（自署）	氏名（自署・捺印）
1		印
2		印
3		印
4		印
5		印

以上